

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

平成十一年 七月 十六日法律第 百二号改正

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

## 目次

### 前文

第一章 総則 第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に

おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等) 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切

な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項

は、政令で定める。

#### 附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

#### 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 沼田市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 沼田市では、男女共同参画社会に向けての男女共同参画計画（以下「参画計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見、要望を聞き、これに反映させるため、沼田市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、参画計画の策定に関し、府内推進組織と協働で計画案を作成する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体等から推薦された者

(2) 公募による市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から計画策定終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (アドバイザー)

第7条 委員会は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部交流推進課協働推進係において行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

沼田市男女共同参画計画策定委員会名簿

(順不同)

氏 名		推 薦 団 体 等	備 考
星野 芳寿	ほしの よしひさ	沼田市区長会副会長	
林 孝俟	はやし たかし	沼田市農業委員会委員	
金井 敬司	かない けいじ	沼田市社会教育委員の会議委員長	
小林 博	こばやし ひろし	沼田市民生児童委員協議会副会長	
山田 茂富	やまだ しげとみ	沼田市教育研究所所長	
加賀美 勉	かがみ つとむ	沼田青年会議所理事長	副委員長
川田 正江	かわだ まさえ	沼田人権擁護委員協議会副会長	
石田 久江	いしだ ひさえ	沼田市保健推進員会会长	
後藤 満里子	ごとう まりこ	沼田市ファミリーサポートセンター施設長	
石坂 千晶	いしさか ちあき	沼田市小中学校 P T A 連合会 母親委員会委員長	
塩野 竹美	しおの たけみ	沼田商工会議所女性会会长	
大橋 真実	おおはし まみ	連合群馬・沼田地域協議会 沼田市職員労働組合副執行委員長	
木村 美奈子	きむら みなこ	公募委員	
加藤 周子	かとう かねこ	公募委員	委員長
山口 理恵子	やまぐちりえこ	アドバイザー（城西大学助教）	

## 沼田市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 沼田市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに総合的かつ効果的に推進するため、沼田市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策についての総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画についての調査・研究に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関し必要と認められること。

### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 推進会議の委員長は、総務部長をもって充て、副委員長は、交流推進課長をもって充てる。

2 委員長は、推進会議の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、または関係部課長に対して資料の提出を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第6条 推進会議に第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査・研究させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中から委員長が指名する。

3 ワーキンググループのリーダーは、交流推進課長をもって充て、サブリーダーはメンバーのうちからリーダーが指名したものがこれにあたる。

4 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

5 リーダーは、ワーキンググループの会議が終了したときは、その経過及び結果を委員長に報告するものとする。

### (アドバイザー)

第7条 推進会議は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部交流推進課において行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

別表（第3条関係）

区分	職
委員長	総務部長
副委員長	交流推進課長
委員	総務課長 企画課長 環境生活課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 健康課長 農政課長 商工観光課長 学校教育課長 社会教育課長

沼田市男女共同参画庁内推進会議

平成22年4月現在

庁内推進会議		ワーキンググループ		
職	氏名	所属	役職	氏名
総務部長（委員長）	町田 哲男			
総務課長	柄原 豊彦	総務課 職員係	副主幹	阿部 由佳
交流推進課長（副委員長）	伊藤 重雄	交流推進課	交流推進課長（リーダー）	伊藤 重雄
企画課長	田村 博史	企画課 企画係	副主査	茂木由香利
環境生活課長	茂木 進一	環境生活課 生活係	生活係長	平井 通晃
社会福祉課長	加藤 文夫	社会福祉課 子育て支援係	副主幹	狩野 裕子
高齢福祉課長	内山 日朗	高齢福祉課 高齢福祉係	高齢福祉係長	金子 広行
健康課長	下 宏一	健康課 保健係	保健係長（サブリーダー）	森下 節子
農政課長	桑原 典男	農政課 企画係	課長補佐兼企画係長	師 良一
商工観光課長	藤塚 泰男	商工観光課 工業振興係	工業振興係長	松井 昭二
学校教育課長	増田 郁夫	学校教育課 学校教育係	主査	生方 孝枝
社会教育課長	高山 恭昭	社会教育課 社会教育係	副主査	佐藤エリカ